

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額を平成2年10月から4年9月までは50万円、4年10月から5年9月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から5年10月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、平成2年10月から5年10月までの期間について、標準報酬月額が半額以下に減額訂正されていることが分かった。

申立期間に係る給与明細書等により、当時支給されていた給与額及び給与から控除されていた厚生年金保険料額が分かるので、本来の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年10月から4年9月までは50万円、4年10月から5年9月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（資格記録）において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）より後の6年11月21日付けで、申立人の標準報酬月額が、2年10月1日にさかのぼって20万円に減額訂正されていることが確認できる上、同社において5年7月から同年11月までの期間において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者のうち申立人を除く13人についても、申立人と同様に、さかのぼって標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できることから、社会保険事務所において、このような減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立人から提出された、平成5年1月分から同年10月分までの給与明細書により、同年10月から適用される標準報酬月額が減額訂正される前の標準報酬月額（56万円）と一致すること、及び当該期間の給与から控除された厚生年金保険料額を基に計算した標準報酬月額（53万円）は、訂正前の標準報酬月額に適用される上限額と一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該標準報酬月額の訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成2年10月から4年9月までは50万円、4年10月から5年9月までは53万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和20年8月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年2月1日から同年8月1日まで

昭和14年4月、A社（現在は、B社）に入社し、工場で勤務していた。

昭和20年7月下旬まで働いた後召集され、同年8月1日にC県で軍隊に入隊した。休職も入隊も同時だった同僚については、同年8月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、自分が同年1月で被保険者資格を喪失していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和20年2月1日とされているが、B社から提出された従業員名票及び同社の証言により、申立人が14年4月4日にA社へ入社し、20年8月1日に入営により同社を休職していること、及び同年8月分の兵役手当が同社から支給されたことが確認できる。

また、当該A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和19年10月以降に書き換えられたものであることがうかがえるが、i)申立人及びその元同僚（多数）の記録に修正された形跡がみられること、ii)申立人に係る被保険者資格の喪失日及びその原因は、20年2月1日付け解雇と記載されているが、これらは同社の従業員名票の記録と一致していないことが確認できること、iii)元同僚（一人）の記録については、19年10月15日以降は厚生年金保険法第59条ノ2該当となる旨が記載されているにもかかわらず、同年8月31日付けで被保険者資格を喪失させていることが確認できることなど

から、20 年当時の社会保険事務所の記録管理が適切ではなかったものと推認される。

さらに、A 社で申立人と共に勤務した後、同時に軍隊に入営し休職したとみられる元同僚については、申立期間において、同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できるほか、当委員会がこれまでに審議した同社に係る別の事案の調査結果から判断して、同社は、従業員が入営し休職するまでの期間については、被保険者資格を喪失させていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 20 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和 20 年 1 月の社会保険事務所の記録から、70 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和43年2月1日、資格喪失日は45年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年2月から同年9月までの期間は2万4,000円、同年10月から44年4月までの期間は2万6,000円、同年5月から同年9月までの期間は4万2,000円、同年10月から45年1月までの期間は4万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年2月1日から45年2月1日まで

昭和43年2月1日にB県C市のA社（現在は、D社）に入社した。

入社後、E県のA社F工場で約2か月間の研修を受け、研修終了後はG県内の営業所に勤務した。

ところが、厚生年金保険の資格取得日が昭和45年2月1日となっており、入社後、2年間も厚生年金保険に加入していないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

D社が提出した在職証明書及び申立人に係る雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できないものの、E県のA社に係る厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）には、申立人と同姓同名かつ同一の生年月日で、被保険者期間も申立期間と一致する記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、調査の過程で確認された当該被保険者記録は、申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和43年2月1日に被保険者資格を取得し、45年2月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）に記載された記録から、昭和43年2月から同年9月までの期間は2万4,000円、同年10月から44年4月までの期間は2万6,000円、同年5月から同年9月までの期間は4万2,000円、同年10月から45年1月までの期間は4万5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格取得日に係る記録を昭和24年11月10日に、同社C店における資格取得日に係る記録を33年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、24年11月は6,000円、33年9月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年11月10日から同年12月1日まで
② 昭和33年9月1日から同年10月1日まで

昭和22年2月7日にA社D店に入社し、59年1月に退職するまで同社及び同社の子会社で勤務していたのに、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

A社に勤務していたのは間違いなし、保険料は給料から支払っていたので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管している従業員カード及び同社の社史により、申立人は同社の傍系会社（子会社）であるE社及びA社B店に継続して勤務し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の従業員カードでは、申立人は昭和24年10月1日に同社B店へ異動しており、申立期間の厚生年金保険料は同社B店において控除されていたと推認されることから、同社B店における資格取得日に係る記録を同年11月10日とすることが妥当である。

申立期間②について、A社が保管している従業員カード、同社の社史及び雇用保険の記録により、申立人は同社の傍系会社（子会社）であるF社及びA社C店に継続して勤務し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社の人事記録では、申立人は昭和33年9月6日にA社C店へ異動しており、申立期間に係る厚生年金保険料は同社C店において控除されていたと推認されることから、同社C店における資格取得日に係る記録を同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年12月及び33年10月の社会保険事務所の記録から、24年11月は6,000円、33年9月は1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したとしているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月及び同年3月

申立期間の国民年金保険料については、亡父から納付していたと聞いていたのに、社会保険庁の記録では未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の父が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の父は死亡しているため申立期間当時の状況の詳細は不明であり、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、昭和43年以降の国民年金手帳記号番号払出簿を調査したところでも、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられず、申立人にもその父から国民年金手帳を受け取った記憶が無い上、社会保険事務所及びA町（現在は、B市）には申立人に係る国民年金被保険者台帳等の資料が存在しないことから、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していたことを確認できない。

さらに、社会保険庁の被保険者記録照会（資格・喪失予定・住所変更履歴）によると、申立期間は平成12年4月に国民年金加入期間として処理されていることから、申立期間当時、申立人の父が申立人の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月から25年8月1日まで

終戦後しばらく家で仕事をしていたが、昭和23年1月にA社へ入社し、
鉄工部門の仕事をしてしながら26年1月末まで働いた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社では昭和25年8月から26年1月
までの期間しか厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間についてA社で勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者と
なっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚（4人）の証言により、申立人はA社に勤務していたと推
察されるが、これら元同僚は申立人の入社時期を記憶しておらず、申立人自
身も昭和23年にA社に入社したとするだけで、入社時期を明確には記憶して
いない上、同社は32年11月に全喪し、人事記録等の資料も残されていない
ことから、申立人の入社時期及び勤務状況を確認することができない。

また、申立人は、自分がA社に入社した時には4人の元同僚がすでに働い
ていたとしているが、これら4人の同社での厚生年金保険の資格取得日をみ
ると、このうちの1人は昭和23年10月に同社で資格を取得していることか
ら、申立人が同社に入社した時期は、少なくとも同年10月以降であった可能
性が考えられる。

さらに、申立人は、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除され
ていたことを明確には記憶しておらず、事業主により給与から厚生年金保険
料が控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無
い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月から23年9月1日まで

昭和22年4月からA社B工場に勤務したのに、社会保険庁の記録では、23年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことになっている。

昭和22年に天皇陛下が行幸されたことを覚えており、申立期間についてもA社B工場に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場では、昭和22年に天皇陛下が行幸されたことは間違いのないことことから、申立人が申立期間において同社B工場に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社B工場が保管している申立期間当時の厚生年金保険加入台帳には、申立人の資格取得日が昭和23年9月1日と記載されており、社会保険庁の記録と一致している。

また、申立人は、A社B工場では工員（本採用）にならなかったとしている上、申立人が同時期に入社したとする同僚（二人）についても、申立期間においては厚生年金保険の被保険者になっていない。

さらに、申立人と資格取得日が同日である同僚（一人）は、「天皇陛下が昭和22年に行幸されたことを覚えており、自分はその前から勤務していた。入社当初は工員（本採用）ではなかった。」と証言していることから、A社B工場では、工員（本採用）でない者については、入社後、一定期間を経てから厚生年金保険に加入させる取扱いであった状況がうかがえる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを確認できる給与明細書や賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月から同年 10 月まで
② 昭和 44 年 6 月から同年 12 月まで

申立期間①について、昭和 42 年 5 月にA社へ入社し、同年 11 月に退職するまで勤務した。

申立期間②について、昭和 44 年 6 月にA社へ再度入社し、45 年 1 月に退職するまで勤務した。

しかし、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社は「書類上の証明はできないが、申立人は申立期間に勤務していた。」と証言している上、元同僚（二人）も「入社した時期は特定できないが、申立人は勤務していた。」と証言していることから、申立人は申立期間において同社に勤務していたと推認される。

しかし、当委員会からの照会に対し、申立人は申立期間②の前に勤務していたB社を昭和 44 年 6 月に退職した後、しばらくC市内の友人のペットショップを手伝ってからA社に入社したと回答していることから、申立期間②のすべての期間において、同社で勤務していたとは考え難い。

また、A社の取締役は、当時、臨時又は期間雇用の労働者については3か月間から6か月間の試用期間を設けていたと証言している上、元同僚の証言及びその厚生年金保険加入記録により、元同僚は8か月間の試用期間があり、その間厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できること

から、同社は申立期間①及び②において、申立人が試用期間中であったため、厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと推認される。

さらに、申立期間①及び②において、申立人が雇用保険に加入していることが確認できない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。